

表彰の手順に関する申し合わせ

平成 30 年 10 月 4 日

一般社団法人日本実験動物技術者協会表彰規程に基づく、賞及び顕彰に関する表彰の手順に関し、この申し合わせを定める。

表彰状の授与は、事業年度毎に定時社員総会において理事長が行うこととする。なお、表彰状の授与に先立ち以下に示したとおり選考にあたった者が、定時社員総会において選考事由の説明を行うこととする。

- (1) 研究奨励賞・・・研究奨励賞の選考委員長
- (2) 実験動物技術功労賞・・・選考した支部の支部長
- (3) 一般社団法人日本実験動物技術者協会顕彰・・・理事長
- (4) 実験動物福祉奨励賞・・・実験動物福祉奨励賞の選考委員長

なお、実験動物技術功労賞の事務連絡等の事務取扱は主として支部が行うこととし、必要に応じて本部事務局が協力するものとする。

研究奨励賞の推薦に関する申し合わせ

理事会は、研究奨励賞選考細則第5条第2項に基づき、研究奨励賞の選考対象者の推薦に関し、必要な事項を申し合わせる。

研究奨励賞は、公募にて推薦を依頼し、この推薦を元に選考委員会で選考することとする。したがって、公平性を確保するために推薦に関する事柄は以下の申し合わせに即して行うこととする。

1. 推薦の公示は、表彰予定の事業年度の前年度に最初に発行される機関誌または本協会のホームページで行う。
2. 推薦は、自薦他薦を問わない。
3. 他薦の場合には、推薦者は個人会員に限る。
4. 推薦数は、自薦他薦を問わず、一事業年度毎に一編とし、複数推薦した場合にはいずれの推薦も無効として取り扱う。
5. 推薦者は応募趣意書を事務局へ提出すること。

令和2年2月15日一部改正

一般社団法人日本実験動物技術者協会 事業における経費の負担に関する申し合わせ

平成 30 年 10 月 4 日

一般社団法人日本実験動物技術者協会定款及びその他の規程等で規定された事業における経費の負担に関し、この申し合わせを定める。

1. 特に事情がないかぎり本協会の定款及びその他の規程等で規定された事業を行うための経費は、本部の事業経費から支出するものとする。

2. 上記の申し合わせにかかわらず以下の経費は、事業等を実施した支部の事業経費で行うものとする。

(1) 支部の設置及び運営等に関わる経費

(2) 一般社団法人日本実験動物技術者協会運営規程（運営規程）第 5 条に基づく支部の統廃合における必要な経費等

(3) 運営規程第 8 条に基づく情報管理に必要な経費等

(4) 運営規程第 9 条に基づく支部の事業に必要な経費等

(5) 運営規程第 10 条に基づく情報の共有化に必要な経費等

(6) 一般社団法人日本実験動物技術者協会表彰規程第 3 条（2）で規定した実験動物技術功労賞の表彰状及び記念品の準備、事務取扱等に要する経費

(7) その他理事会が支部の事業経費での負担が適当と判断した経費等

3. 運営規程第 16 条に基づく全国総会の開催に関しては、開催の都度、本部または全国総会を主管する支部（主管支部）の事業経費とは別に事業予算を立て、開催に必要な経費を賄うものとする。なお、万が一、全国総会の事業経費の不足が生じた場合には、必要に応じて本部または主管支部の事業経費の負担とし、その負担割合は理事会において決定するものとする。